

林業経済学会2021年春季大会論文

テーマ：近代化と森林管理：知の普及に注目して

日本帝国における植民地森林官の思想と行動： 齋藤音作の前半期の足跡から

竹本太郎^{*,†}

*東京農工大学大学院農学研究院

Thoughts and Practices of Saito Otosaku, a Colonial Forester,
during his Early Years in the Japanese Empire

TAKEMOTO Taro^{*,†}

*Graduate School of Agriculture, Tokyo University of Agriculture and Technology, Tokyo, Japan

森林官という個人の視点から、組織やネットワーク、移動の実態を明らかにする研究が環境史分野で注目を浴びている。本稿では、日本帝国を対象として、本国と植民地における森林管理を比較するため、齋藤音作という森林官の前半期の足跡として、日本統治初期の台湾と、森林法施行後の山梨県における経験をみた。台湾では、原住民教育に従事し、玉山東峰への登頂やヒノキ属の発見に貢献するが、阿里山森林の調査中に事件を起こして帰国した。山梨では、入会御料地を保安林に編入するため、御料局に対して正確な調査に基づく実態を突きつけたが、地元住民に対しては無理のない資源利用の提案をした。齋藤音作は、森林管理に必要な学知を有することに加えて、現場の課題に対して柔軟に対応できる「ジェネラリスト森林官」であった。初期の日本帝国にとって、現場の森林官は、既存の学知に「現場知」をフィードバックしてくれる修正者であったといえる。

キーワード：阿里山、玉山、山梨県、環境史、ネットワーク

There is a growing interest in research that reveals the reality of organizations, networks and transference from the perspective of individual foresters. In order to compare the forestry between the Japanese empire and its colonies, this study examined the experiences of a forester named Otsaku Saito in Taiwan during the early years of Japanese occupation and in Yamanashi Prefecture after enactment of the Forest Act. In Taiwan, he was engaged in educating native inhabitants, contributed to the ascent of the East Peak of Yushan as well as to the discovery of the genus Cypress, but returned to Japan after an incident during the Alishan Forest survey. In Yamanashi, he confronted the Imperial Estates Bureau (IEB) using facts aimed to incorporate the communal land owned by the IEB into the forest reserve. His proposal concerning the use of local resources was considered reasonable. Saito was a 'generalist forester' who, in addition to possessing the necessary academic knowledge for forestry, was able to respond flexibly to practical challenges in the field. In the early days of the Japanese empire, foresters were sage reformers who were able to build on the body of knowledge by providing 'on-the-spot knowledge' regarding practical field work.

Key words: Alishan, Yushan, Yamanashi Pref., environmental history, networks

I はじめに：背景・目的・対象と方法

1 背景

緑化行事の起源を尋ねると（竹本，2009），文部事務次官であった牧野伸顕が1895（M28）年5月の訓示で「学校樹栽日」を始めたことにあたる。これは、米国コネチカット州のB.G. ノースロップが1883（M16）年に始めた「School Arbor Day」を日本流にアレンジし、天皇関連日に行ったものであるが、あまり普及し

なかった。興味深いことに最初に大規模に緑化行事が展開したのは朝鮮半島で、1910（M43）年に日韓併合した翌年から、愛林思想の普及のために4月3日の神武天皇祭に実施する「記念植樹」が朝鮮総督府初代山林課長の齋藤音作によって開始された。追って国内各地でも「植樹デー」や「植樹日」が始まり、大日本山林会が1934（S9）年から全国的に展開したものが「愛林日」だった。中島（2000）は、「愛林運動は、単純に国内の森林を守り育てる運動であるだけでなく、海外植民地の森林をも含む『帝国の自然』を対象とする保護（開発）運動」だと述べ、「帝国」という視点を緑

†連絡先 E-mail：take@go.tuat.ac.jp

化行事に見出している。これが本稿の1つ目の背景である。

2つ目として、近年、環境史分野を中心に森林や環境の歴史について内外で関心が集まっていることがある。2009年にコペンハーゲンで開催された第1回世界環境史会議を受けて、国内研究者による環境史研究会ワークショップが翌年より始動した。「森林と人間との闘争および両者の親密な協力の諸相」(ドヴェーズ, 1973)を明らかにしようとする森林史はまさに環境史の範疇であり、グローバルに展開した近代林学は現代の環境保全主義の源流の1つとして注目される。なかでも、大英帝国によるインドの森林管理が研究対象として注目を浴びた(Barton, 2002)。最近ではBennett(2016)が、植林と保護地域の両立である「保全モデル」を担った森林官のかつての役割はグローバル化で股裂きになっていると指摘する。

大英帝国の森林管理制度がインド森林局で確立する様子を日本でいち早く発表した水野は、いったんは禁止されていた焼畑移動耕作が、現地の森林官のもとで再開され、その知見が帝国林学会議を通じて帝国各地に普及していくことを述べた(水野, 2006, 2012)。これは、植林地森林官と地域住民慣習の出会いによる新たな知見を評価するSivaramakrishnan(1996)の研究からもう一步踏み込んで、帝国ネットワークによる科学的知見の検討過程を明らかにしたものである(竹本, 2012)。水野(2020)は、生態学者などを包含する「植林地科学者」に対象を広げ、インドからアフリカへと舞台を移して展開する「エコロジーの世紀」を検証している。

一方、日本帝国とその植民地の森林管理に関する研究は、英文では、Morris-Suzuki(2013)が統計資料を参照しつつ植林地ごとに概観し、Fedman(2020)が植林地朝鮮における森林管理を近代と伝統の相剋という視点で著しているが、大英帝国に比べて多いとは言えない。和文では、包括的に植林地を比較した萩野(1965)がまず挙げられる。その主たる関心は木材資源利用にあり、環境保全に関するデータが少ない。近著では、米家(2019)が焼畑(朝鮮では火田)や火入れという伝統知に対する学知を検証するなかで、植林地における地図製作や植生調査について分析している。また中島(2010)は、本土と植林地における森林政策を地政学的(同心円的)に示し、資源利用と環境保全の濃淡を模索している。

地域別に見ると、朝鮮半島については植林地期の森林管理に携わった日本人関係者による土井林学振興会

(1974)と三宅(1976)があるほか、朝鮮半島の「はげ山」の要因については千葉(1991)も言及している。一方、近年、韓国からは、いわゆるニューライトの李(2009)が権(1965)などによる林野収奪論を批判的に検証し、「植林地山林緑化は研究者らから注目されていない」と述べた。最近、李(2018)は植林地期の森林の変遷について統計的な分析を行っており、1927年以降の統計のみを用いて蓄積では森林転換するのが独立後だとしたBae *et al.*(2012)と異なる見解を見せている。台湾では日本統治下の森林管理への関心が高く、英文でも保安林に関するLiu *et al.*(1999)の研究を嚆矢に、日本統治初期に関するHung(2015)などがあるが、官民有区分に関する洪(2004)、国有林野内の「蕃地」に関する洪ら(2019)など成果は中文で目立つ。

3つ目の背景として、森林官という個人の視点から、組織やネットワーク、移動の実態を明らかにする研究がある。山本(2016a)は、学校卒業と就職時期で区分した明治期から敗戦混乱期の4世代に亘る「森林テクノクラート」を、ライフコース論を援用して分析し、大正期以降の世代が国家や市場に「ナイーブ(単純素朴さ)」な性格を持つと指摘した。西尾(1988)の研究も森林行政を動かした個人の思想や行動に着目したものであった。また山本(2016b, 2018)は、敗戦後に外地から引き上げた森林技術者を各種名簿から分析するなど関心を広げている。環境史分野では歴史学の研究者も多く、植林地森林官のライフヒストリーが扱われている。たとえば、Barton and Bennett(2011)によるEdward Harold Fulcher Swain(1883-1970)、Dargavel(2008)によるCharles Edward Lane Poole(1885-1970)、Roche(2010)によるDavid Hutchins(1850-1920)が挙げられる。このような森林官個人を扱う研究には、現場の感覚を把握しやすいことや個人のネットワークや移動を通して複数の組織や地域に言及しやすいというメリットがある。

2 目的

たしかに、近代林学を植林地に導入したことは、想定外の気候や植生、さらには社会や経済の違いによって、近代的な科学技術および法制度と、伝統的な資源利用との激しい相剋をもたらしただろう。先行研究では、所有権に関する再定義、森林の区分、森林植生の構成の変化、慣習的利用への厳しい制限、火入れの制御という5点にその特徴が現れるとまとめられている(Guha and Gadgil, 1989; Sivaramakrishnan, 2008; Roche,

2010)。しかし、程度の度合いを考慮しなければ、両者の相剋という視点は、近代林学が生まれた当時のヨーロッパにおいても、現代の東南アジアにおいても生じうる。

むしろ重要なことは、本国と植民地における森林管理の比較であろう。この視点がこれまでほとんど考慮されていない理由は、おそらく単純に、主な研究対象が大英帝国とその植民地であったからである。イギリス本国には管理すべき森林がほぼなかった。一方、その比較が可能な研究対象の1つであるはずの日本帝国については、研究がまだ少なく、本国と植民地という比較が欠けるが、戦後75年を経て、当時の資料が電子化により共有されるなど、議論の土壌が整いつつある。そこで本稿では、日本帝国を対象として、本国と植民地における森林管理を比較し、環境保全主義とは何かを論じたい。ただし、包括的な地域間の比較からではなく、本国と植民地を渡り歩いた1人の森林官の思想と行動から見えることに限定されるものである。なお、用語について若干の補足しておく。「森林官」は、環境史分野でforesterとして用いられているもので、山本(2016a, 2016b)の述べる「森林テクノクラート」や「森林技術者」を含む広い概念である。「森林管理」は、資源利用と環境保全の両方の性質を有するものとして用い、英語としてはforestryを当てた。引用文中の筆者加筆は〔 〕で示した。

3 分析対象と方法

齋藤音作(1866-1936)(以下、音作)は、山本(2016a)に当てはめれば明治期の世代で、1890(M23)年に東京農林学校林学部甲科を卒業し、同期には森林利用学講座の初代教授になった河合鉢太郎(1865-1931)、同じく第2講座(造林学)初代教授になった本多静六(1866-1952)、第3講座(林政学)の初代教授になった川瀬善太郎(1862-1932)などがある(日本林業技術協会, 1962; 根岸ら, 2007)⁽¹⁾。この1890(M23)年卒は、太田(1962)が指摘するように、1892(M25)年卒(1891年卒はいない)以降に比べて主たるポストを長期に独占し、後世への影響力が圧倒的であった。なお、東京山林学校、東京農林学校林学部、帝国大学農科大学林学科と変遷するため本稿ではこれらの卒業者を必要に応じて「東大林学卒」としてまとめた。

1866(慶応2)年9月に新潟県旧関谷村(現関川村)下関に生まれた音作は、1885(M18)年2月に上京し、東京山林学校に入学した。1890(M23)年に東京農林学校を卒業するとすぐに山林局に勤務したが、日清戦

争が勃発すると出征して中尉となった。音作は、1896(M29)年に台湾の撫墾署長に任じられ、同年11月に玉山東峰の初登頂に成功した(Ⅱ章)。翌年、阿里山森林調査中の事件が理由で帰国し、妻(ムラ)の実家(山梨県市川)に身を寄せた後、1899(M32)年に石川県技師となった。山梨県は森林・林業を扱う課を創設するにあたって1902(M35)年に初代課長として音作を迎え、入会御料地の保安林編入を進めるなどした(Ⅲ章)。1906(M39)年からは北海道庁の技師として任用され、国有林整理綱領の作成や野幌林業試験場の開設を行った。その手腕を買われて1909(M42)年に大韓帝国の技師として招聘された音作は、翌年の併合後に朝鮮総督府殖産局山林課初代課長になり、朝鮮林野分布図や森林令、記念植樹などに携わった。1915(T4)年、現在の北朝鮮北部に広がっていた国有林の営林廠長になるが、1918(T7)年に依願免官となる。その後も、音作は、京城(現ソウル)で齋藤林業事務所を開き、私有林管理・経営を請負ったが、1936(S11)年6月に満69歳の生涯を閉じた。

この人物を選んだ理由は、本国と植民地で森林・林業に関わる部署の課長などを勤め、朝鮮半島では最初期から比較的長期にわたって森林管理に携わったにも拘らずこれまでほとんど調べられていないからである。紙幅の関係上、本稿では前半期の赴任地である台湾と山梨県において音作が携わった任務を取り上げた。後半期の北海道、朝鮮については別稿を用意することで、限定的ではあるが、ほぼ同時期の国内と植民地における森林管理に共通したことや相違したことが明らかになるだろう。

Ⅱ 統治初期の台湾における玉山の登頂と阿里山の発見：探検と統治

現在、台湾では18ヶ所の世界遺産登録候補地が文化部により指定されており、それらのなかに玉山国家公園と阿里山森林鉄道が含まれている(藤野, 2016)。台湾最高峰で標高3,952mの玉山は、富士山より高く、日本統治期に「新高山」と呼ばれるようになるが、それ以前は「モリソン山」と呼ばれる未踏峰だった。玉山の西方にひろがる阿里山森林も同様に統治下に発見され、河合鉢太郎により森林鉄道が開設され、ヒノキ属の大径木など⁽²⁾が伐採、搬出された。日本統治下の玉山登頂について鄭(2016)が、阿里山森林について陳(2005)や荘編(2011)が調べている。なお、米家・

竹本 (2018) において玉山東峰登頂の記録を材料にその後の植物帯把握への影響や、朝鮮半島との比較を試みているが、本章は記録自体の検証と、音作の思想と行動に重きをおいた。まず玉山登頂のための東ルートについて、次に阿里山探索のための西ルートについて、節を分けて検証する。

1 玉山東峰登頂 (東ルート) : 1896 (M29) 年11月

1895 (M28) 年5月の日清講和条約において清から日本に割譲された台湾は、直後に占領のため上陸した日本に対して激しい抵抗を続けた (伊藤, 1993)。音作は、卒業してすぐに山林局に勤務するが、同時に陸軍歩兵少尉予備となり、日清戦争勃発に際して朝鮮半島に招集され中尉となった。コレラを患いいたん帰国するが、1895 (M28) 年9月から翌年4月まで台湾に出征したことで、台湾総督になる乃木の知遇を受けて、1896 (M29) 年9月11日に最初の署長 (主事) として林圯埔 (現南投県竹山鎮) 撫墾署に赴任した (小泉, 1938; 大蔵省印刷局, 1896)⁽³⁾。そのわずか2ヶ月後に、帝国大学農科大学助教授になっていた本多静六と玉山に挑むことになる。

ここでは、1896 (M29) 年11月に玉山登頂を目指した一行の記録である、齋藤音作による記事 (齋藤, 1897a~f, 1931)、同行した大阪朝日新聞記者矢野俊彦 (ペンネーム 矢野龍谷) による記事 (矢野俊彦, 1896; 矢野龍谷, 1896a~f, 1897a~f)、本多静六による記事 (本多, 1897a, b) を主な材料として、誰がどのルートでどこに登ったのかを把握した。また、音作ら一行の2年後に同じく東峰に登頂したドイツ人の記録 (Stöpel, 1905) も分析対象とした。

一行は全28名で、漢人や原住民⁽⁴⁾も含まれる。ルート (図-1) を確認すると、撫墾署のある林圯埔を1896 (M29) 年11月13日に出発し、陳有蘭溪を遡って南下した。漢人集落の茅埔庄を過ぎると原住民の生活圏である「生蕃地」となり、「蕃社」(原住民集落) である南仔脚社 (楠仔脚萬)、和社、東埔社に投宿した⁽⁵⁾。東埔社から先は野營で、八通関にベースキャンプを設けて同月21日に玉山東峰に登頂し、同じコースで27日に林圯埔に戻った。

玉山の位置について、ルート最後の「蕃社」になる東埔社の「土目」(酋長のこと) が「此附近最高の山は八通関の南に在り東埔社にては之を八通関山と称す氣候寒冷にして蕃人も未だ其頂に登りしものなし」と答えたため、一行は東埔社の原住民7名とともに八通関を目指すことになる (齋藤, 1897d)。11月19日早朝



図-1 玉山および阿里山周辺図

に発ち、陳有蘭溪を東南に遡っていくと、温泉が湧出する地帯から、川に横たわる針葉樹の流木が目につくようになる。本多 (1897b) は「其温泉のある所から1里ほど行きますと初めて針葉樹が出た、花柏〔サワラ〕と云う木が出て来た」と述べ、齋藤 (1897e) は「眼前に轟立する蘆樹は恰も扁柏〔ヒノキ〕に酷似」と記している。本多の「花柏」と齋藤の「扁柏に酷似」するものはおそらく同じで、後にタイワンベニヒノキであることが判明する⁽⁶⁾。

この日の野營地付近の標高が約2,100mで、齋藤 (1897e) は「杉、扁柏(?) [原文ママ]、唐檜、榎、五葉松等の巨大なる針葉樹は山麓より山頂まで其高老を競ひ、直径8、9尺枝下十数間の良材尠なからず、若し之を伐木造材して雨期を利用し運出せは、蓋し巨額の収利あるへし」と述べ、本多 (1899) は「花柏、杉ハ針葉樹中最も低所ニ存在シ溪流深く運材ニ適」と述べた。のちに齋藤 (1931) は「私と本多静六氏の一行が、新高山探検の途次、発見したる杉扁柏等の老樹を混生せる森林」が「阿里山森林の北端部」であったと主張している。

11月20日の午前中のうちに標高約2,800mの高原である八通関に到着し、翌日、玉山にアタックするためのベースキャンプとした。11月21日、「苦力」(荷物運び人) 2名と原住民4名とともに一行は早朝に出発する。「苦力」が泣き出すほどの厳しい登攀で、音作は「一行の休憩するを残して先進」することになる (齋藤, 1897f)。幾重にも連なる断崖を越えて遂に辿り着

いた「巨巖の絶頂は板岩裂けて鋸歯を並べたるが如く幅3、4尺長さ6、7間」であった(齋藤, 1897f)。音作は「3尺余の藤杖を取りて最高巖上の割目」に挿して、「腰部に纏ひし旭旗を取りて杖頭」に結びつけ、「陛下の萬歳を三唱」した。後ろの一行が機器を運んでいるため測量ができず、いたところ天候が「再び暴変」し、原住民2名が逃走したため、音作も急いで下りた。晩年になって音作は「辛うじて四峯を下れば、本多ドクトル外一行は岩陰に蹲踞して僅に避難し居れり」と告白している(齋藤, 1931)。

天候が回復したため、一行は、標高の測量を検討する。本多が「銀貨5円を生蕃に懸賞して『パラメートル』を巨巖上の旭旗下まで持参し針の指示する点に青鉛筆もて記表し」て来いと「様々に勧誘するも」誰からも反応がなかった(齋藤, 1897f)。矢野(1897f)は、先に登って下りてきた音作が「先登の功は僕に在り君等モー止し給へ逆も上には躋られぬ」と言ったことに対して本多が激昂して抜刀したが、これを悔やんだ音作が「再攀の任を完ふして其罪を償」たいと申し出たと書いている。そして、音作による2回目のアタックで、『パラメートル』を検するに海面上4055米^{メートル}突を示す之に直立巨巖90米突を加へ4145米突の高度を得(齋藤, 1897f)ることに成功した。

興味深いことに、この音作らによる玉山東峰への登頂は、ドイツ人によって2年後に確認された。Stöpel(1905)の『フォルモサ島への旅と新高山(モリソン山)初登頂: 1898年クリスマス』に拠れば、音作ら一行と往復とも同じコースで、音作らに同行した若い2名を含む5名の原住民を周到に雇い、1898(M31)年12月26日に「Saito-Spitze」(齋藤峰)に登り、測量し、撮影した。そして、音作が立てた藤杖と破れた旗を証拠として持ち帰った。本多がマラリアのために頂上に登れずに手前で待機していたことも原住民から聞けたと記している。

音作と原住民2名による登頂は乃木希典台湾総督に報告され、玉山は天皇によって「新高山」と命名されたが、後に東峰であったことが分かる(松村, 1938; 台湾総督府民政部通信局, 1910)⁽⁷⁾。本多が「花柏」、音作が「扁柏に酷似」と表現した針葉樹はタイワンベニヒノキで、タイワンヒノキには遭遇していないことが読み取れたが、用材に適した針葉樹がこの場所に豊富に存在することを確認できただけで十分な成果であったろう。2人が踏破したこの東ルート一帯は、1902(M35)年に最初の外地演習林である帝国大学農科大学附属台湾演習林になり、その後の林学の発展に

貢献した⁽⁸⁾。

2 阿里山森林探検(西ルート): 1897(M30)年12月

阿里山開発の経緯をまとめた『阿里山年表』(台湾総督府営林所嘉義出張所, 1935)には、これを中文に完訳した陳(2005)が述べるように、阿里山森林の存在を伝えるきっかけが石田常平⁽⁹⁾で、公文書としての記録を最初に残したのが小池三九郎⁽¹⁰⁾であるが、それより前に音作と本多が玉山登頂の際に阿里山森林に気づいていたことが書かれている。『阿里山年表』には執筆者についての記載がないが、発行の翌年に長友緑が自身の手によることを告白した。そのなかで長友(1936)は、『阿里山年表』に記載しなかった、石田と音作の手記の入手経緯や詳細な内容を踏まえて、「石田氏よりも二年前に齋藤林学士は二回に亘つて新高方面に一大美林の存在することを確認し、第二回目即ち29年末〔明治30年末の誤りか〕には今日の阿里山の一部と思はれる地点を通過し」たことを指摘したが、「齋藤氏の実際に通られた地点等に就ては引続き調査研究し度い」と残した。結論を先取りすると、この「二回目」の調査中に音作が事件に遭って台湾から急遽帰国したことによって、阿里山森林発見の経緯が不明になった。

ここでは、長友(1936)にある手記、『阿里山年表』、音作による小池への追悼文(齋藤, 1902)に加えて、探索中に発生した事件の記録『林圯埔撫墾署管内蕃地殺人事件』(以下、『殺人事件』)を材料に「二回目」の探検を検証する。なお、長友が入手した音作の手記には、探検の結果をまとめて台南庁に提出したという『森林及蕃情調査報告書』の抜粋が添付されていたが、現在の所在を確認できていない。『殺人事件』は、伊能嘉矩(1867-1925)が『理蕃誌稿』の附録に掲載する予定だったが、影響を考慮して外された資料で、現在は台湾大学「伊能文庫」に所蔵されている⁽¹¹⁾。

前回、南下した陳有蘭溪を東ルートとするならば、その途中で西方に見えた阿里山森林おぼしき場所の西側に回り込むため、音作は清水溪を南下する西ルートを試みた⁽¹²⁾(図-1)。探検を検証する前に、阿里山へのアプローチを確認しておく。阿里山の西方からは、1) 北から: 石鼓盤社・勝々紫社からのアプローチ、2) 南から: 達邦社・知母勝社からのアプローチ、が考えられるが、いずれも十字路(峠)に出て、東に向かうことになる。玉山東峰登頂からほぼ1年後の1897(M30)年12月1日、一行は林圯埔を発った。先述した事件が12月7日から9日にかけて発生するが、それ

はひとまず置き、12月11日以降から探検を再現する。

音作は、12月11日より滞在していた知母勝社の「東方遙に針葉樹林を望遠した」ので、同日午後小池三九郎主事補とともに急坂を登り、曹文溪（下流は台南に注ぐ）の上流後大埔溪の水源地と思われる分水嶺に達した、と書いている（長友、1936）。つまり十字路には向かわずに、後大埔溪をたどるルートを選択している。この地帯は現在の阿里山行路（自動車道）の南側に広がっており（阿里山森林鉄路は阿里山行路の北側）、現在の森林遊楽区内となるだろう。そこから進むこと「約一里半にして濶用樹林の間に老なるヒノキ属の混在するを発見」し、進むにつれてその数が増加した、と音作は記した。「周囲一、二丈枝下十間余の良材」が多く、「採取せる樹葉を検するにサワラ属にあらずしてヒノキ属なること明かなるも内地ヒノキとは異なるものの如し」とあり（長友、1936）、東ルートで遭遇したものは異なる「ヒノキ属」、おそらくはタイワンヒノキを確認したと読み取れる。

さらに12月17日には、早朝に知母勝社を出発し、後大埔溪の支流で、「ヒノキ属」の巨木の倒木や、樹高36m前後の「ヒノキ属」が散生する林を見たあと、「午前11時15分シャープング峰の鞍部（海拔5千3百尺）に達してより東北向坂路を縫下」して、「老なる森林にしてヒノキ属の大樹混生するのを発見した。現在、特富野古道と呼ばれる近辺（東北側）で、これが阿里山に最接近した場所だったと思われる。「一大ヒノキ属の聳立するを見る、幹の中部以下は空洞となり、内に7、8名を宿営せしむるに足る」といった巨木の描写は、現在の阿里山森林遊楽区内を彷彿とさせる。その後、22日から達邦社に滞在して付近の「蕃情及林相」を調査し、終始随行した知母勝社頭目モールほか原住民数名と台南に出て、嘉義に1898（M31）年1月5日に着いた（長友、1936）。

ただ、音作が林圯埔に戻らずに台南と嘉義に行ったのは、この森林調査の前に発生した事件を報告するためだったと思われる。事件とは、1897（M30）年12月7日から9日にかけて、林圯埔撫墾署管内の「蕃界」にて「齋藤林圯埔撫墾署長が若干幕僚及び土人通事管下蕃人を引率して所管蕃地の巡視中本島民23名を殺戮した」（伊能、年不詳）ものである。『殺人事件』は、音作による「手続書」を伊能が全文書き写した部分と、総督府より嘉義県に派遣された横沢事務官の「復命書」を伊能が要約した部分とで構成されている。以下、概要のみを説明する。

「手続書」には、事件の一切と音作の弁明が詳細に

綴られている。12月1日に林圯埔を發った音作ら一行は、清水溪を南下し、まず、1) 全仔社と石鼓盤社^{ツェンア}の間で突然現れた「土人」男1名（12月7日昼）を殺害した。次に、2) 石鼓盤社に滞在中に、塔仔の「土人」男4名（12月8日未明）を殺害した。最後に、3) 刀羅煙^{トローエン}の「土人」男18名（12月9日早朝）、の計男23名を殺害した。女子供は含まれていない。「土人」とは漢人のことで、原住民が暮らす「蕃界」内にも居住していた。1) は、不審な態度で捕らえたが、逃亡されて、殺害したものである。2) と3) は、協力的な「蕃社」（全仔社、石鼓盤社、勝々紫社など）の頭目をはじめとする原住民や同行させた「通事」（漢人や日本人との通訳や交渉をする原住民）から、刀羅煙などの「土人」による略奪行為や、銃器弾薬の保持、「土匪」（抗日勢力（ゲリラ））との往来などを訴えられたことが主たる理由であった。3) は、「蕃社」の原住民29名とともに刀羅煙の集落を一行が襲撃した結果である。

この事件に対して、急遽、総督府より嘉義縣に派遣された横沢事務官が、現地調査を実施した上で、司法処分か行政処分のどちらが得策か総督に意見を述べたものが「復命書」である。「齋藤撫墾署長の所業は誤認なりと雖も其の庄民は土匪不良の民と信じ遂に生蕃をして殺戮せしめ且つ家屋を焼棄せしめたる」ものだが、司法処分にして事件が世間に知れ渡ると台湾統治上の問題に発展するおそれがあるため、行政処分が望ましいとした。この意見が採用され、音作を非職と帰国の懲戒処分^トに付し、被害者および遺族を救恤することになった。

その後の阿里山の探索については以下の通りである。1898（M31）3月の官制改正の結果、撫墾署制度は廃止され、原住民対応の駐在所が達邦社に建設されることになった。1899（M32）年2月、嘉義弁務署第3課主記になっていた石田常平がその工事監督中に「知母勝社頭目モール外蕃丁2名を引率」し、「十字路を経て入山、行程一日にして果たしてヒノキ、サハラの大樹が鬱蒼として被覆せる密林地帯に到着」した（台湾総督府營林所嘉義出張所、1935）。さらにその2ヶ月後、台南県技手になっていた小池三九郎が、「達邦社、知母勝、十字路の順路にて石田常平氏案内の下に入山」し、「阿里山森林の存在を認め位置、地況、林況及樹種等の概況を調査」した（台湾総督府營林所嘉義出張所、1935）。これが阿里山森林に関する最初の公的な調査記録となった。

ただ、小池は1902（M35）年に早すぎる死を迎えた。

音作はその追悼文のなかで、「幾度か死地に陥りて僅かに之を凌ぎ遂に幾百里と云ふ大探検を完ふ」できたのは小池の力が大きく、『『ひのき』属大森林の発見も実に此時』だったと西ルートを振り返り、「熱心に蕃語を研究し好んで蕃衣を着け又蕃樂にすら上達」し、悦んで原住民と寝食をともにしたという小池を偲んだ(齋藤, 1902)。

最後に林圪埔撫墾署長の音作に対する評価に触れておく。同時期に台湾総督府民政局にいた植物学者の田代安定(1856-1928)は、ツォウ族のなかでも「阿里山蕃」が「温順平和」であるのは、「前撫墾署長にて令名高かりし林学士齋藤音作君(現時朝鮮林業課長)薫陶の賜と其後継蕃人馴化者石田警部の教育徳沢の」おかげであり、「齋藤林学士は阿里山針葉樹林発見創業者及び台湾林業界の元勳恩師として確かに銅像建設の義務を台湾現住内地人は負」うと大正期に台湾日日新報に書いた(田代, 1916)⁽¹³⁾。

3 小括

東ルートで一行はタイワンベニヒノキを発見し、音作と原住民2名は玉山東峰に二度登頂し、一度目に頂点に旗を立て、二度目に測量した。音作、本多ともにまだ30才と若く、前者は中尉で撫墾署長、後者はドクトルで帝大助教授という責任ある立場で臨んだ探検であったが、単に現地に派遣された技術者や学者ではなく、命をかけた冒険家や統治者でもあった。音作は、そもそも阿里山森林に最初に気づいたのは本多との東ルートのときだと主張したが、実際には距離がかなり離れていた。しかし、二度目に小池とともに調査した場所は、十字路経由ではないものの、阿里山森林の南端である可能性が高かった。タイワンヒノキの最初の発見もこのときであったと思われる。

戦争直後の混乱のなかで、撫墾署が管轄する「蕃地」では、原住民や漢人、通事といった地元住民と、突然に統治者となった日本人との間で協力と対立が複雑に絡みあっていた。東ルートでは音作も本多も幸い命を落とさなかったが、西ルートで音作は原住民の肩を持って漢人を多数殺害するという「刀羅煙事件」を起こした。田代が後に評価したように、原住民との融和に成功していた音作にとっては、その成功が裏目に出た事件だったが、命を落としていても不思議ではなかった⁽¹⁴⁾。こうして阿里山森林の発見者は『阿里山年表』の行間に埋もれた。

III 明治中期の山梨県における入会御料地の保安林編入：慣習と制度

1897(M30)年に森林法が公布され、保安林制度が開始する。その理由の1つが、当時、各地で頻繁に発生していた洪水による被害であった。急激な近代化により法制度のみならず社会や経済も変わりつつある時期であったが、農山村の住民にとっては木柴や芝草、薪炭の利用が必要不可欠であり、草山や柴山が広がっていたことは想像に難くない。

山梨県では、1889(M22)年にいったん御料地に編入された入会林野が、1911(M44)年に恩賜県有財産として県に下賜され、実質的には入会団体の管理、利用に戻される。恩賜県有財産に関する研究は、法社会学や森林経営の観点から北條(1979)や大橋(1991)がまず挙げられ、最近でも志賀ら(2008)が調査している。本章では、下賜より前、治水のためにこの入会御料地を保安林に編入したかった山梨県が、1902(M35)年に森林および林業の専門部局「第6課」を設置し⁽¹⁵⁾、その初代課長に音作を迎えた経緯をまず明らかにする。次に翌1903(M36)年に県が発行した『御勅使川入保安林編入調査書(以下、調査書)』(山梨県, 1903d)という報告書を材料として、県や音作が目指した「森林整治」を検証する。『調査書』については山岸・竹本ら(2014)を除くと県史や先行研究でこれまでほとんど扱われていない。

1 第6課の設置と「森林整治」

台湾で事件を起こした音作は、行政処分により職を解かれ、1898(M31)年3月に帰国し、妻ムラの実家のあった山梨県市川に身を寄せていた⁽¹⁶⁾。同年9月、県下で死亡者が150余名に上る大水害に遭遇した音作は、山梨日日新聞に「山梨県治水意見」を寄稿する。これは、「洪水ノ因源ハ悉ク是レ山林ノ荒敗」であり「山林ノ荒敗ハ森林ヲ濫伐」したからだとして(齋藤, 1899)⁽¹⁷⁾、施行されたばかりの森林法を利用して荒廃山林を保安林に編入するべきだと強く主張するものだった。音作は、統計資料を示しつつ御料林にも無立木地が多いことを指摘し、保安林に編入するべきとした。ほかにも山野火災の取締法設置、草山の整理、植林の奨励、小学校の樹栽日実施と近代化政策を並べた。ただ、肥料や飼料のために草山を慣行利用してきた地元住民に対して不便のないように具体的な対策を示すなど細かな配慮も見せている。

この寄稿が反響を呼んだかどうかは不明だが、西八

代郡農会は、翌1899 (M32) 年4月に音作を講師に招いて2週間の「林学講習会」を開催した。県下の有志者が集められた講習会の内容は『林学講義録』(齋藤、青嶋、1899)として出版された。本書は「林政学」「森林植物学」「造林学」「林産物製造法」「簡易測樹法」に分けられ、林学の実務的な教科書といえる内容である。先述の「山梨県治水意見」も「林政学」の付録として掲載された。ただ、講習会の直後に音作は技師および林業巡回教師として石川県に赴任し、山梨県を3年余り離れる。

一方、この頃、毎年のように発生する水害に対して県や県議会が熱心に取り組んでいたことは『山梨県政百年史』や『山梨県議会史』、『山梨県史』に記されている。最初の大きな動きは、森林法交付直前の1897 (M30) 年3月に議員連名で出された「森林保護ノ義ニ付請願」で、貴族院議長および衆議院議長宛と農商務大臣および宮内大臣宛の2通がある。しかし国の動きは遅く、次に、1900 (M33) 年12月に県議会議長から知事宛に「森林整理并ニ植林奨励ノ為特ニ一課ノ設置ヲ要スル意見書」が提出され、県議会で諮られ⁽¹⁸⁾、起立多数で可決された(山梨県、1973、1903c)。

専門の課を設置する理由として、1)「御料林ノ幾部ヲ入会団体及ヒ県ノ所有ニ帰属シ其配置ヲ正」すこと、2)「保安林ト供用林ノ区別ヲ正シフ」すること、3)「殖林奨励ノ策ヲ講シ森林思想ノ普及ヲ図ル」こと、を挙げ、1)と2)を主に林制部、3)を主に殖林部が担い、それぞれ法学士と林学士を主任として配置するとした。これによって、1902 (M35) 年6月に内務部に「第6課」が新たに設置され、音作が初代課長になるが、法学士の雇用や、林制部・殖林部はなく、代わりに林務係・調査係が設けられた。1905 (M38) 年に第6課は林業課と名称を変更するが、設置理由1)から3)の業務内容に大きな変更はなかった(山梨県、1922)。

第6課が設置されると県は矢継ぎ早に1902 (M35) 年に「保安林植樹補助規程」(告示第10号)、「保安林施業規程」(県令第56号)(山梨県、1973)を出し、翌1903 (M36) 年2月には『山梨県山林救治意見』を発行した。山岸・竹本ら(2014)が指摘するように、『山梨県山林救治意見』は、同年9月に出された『山梨県ノ森林整治』とはほぼ同じ内容で、第6課の方針を示したものである。前者が関連法令を付録につけた実務用で、後者は一般に周知するため緒言を付けて発行したものだが、いずれも、前年に課長に就いた音作が監修したものであろう。耳慣れない「森林〔山林とも〕整

治」という言葉が示す具体的な内容は、強制的な手段として、荒廃した山林に森林法による保安林編入と造林命令を適用することと、補助的な手段として、樹苗圃設置や苗木下付、模範林、森林技術の普及などをすることであった(山梨県、1903a、b)。補助的な手段については、音作が石川県で先進的に取り組んでいたこと(遠藤、1938)⁽¹⁹⁾を山梨県にも導入したといえるが、強制的な手段については、それまでに経験していない法令の整備などに取り組む必要があった。

実際、音作は、編入が決定すれば保安林台帳の情報となる「保安林編入調書」に記載する事項が、農商務省訓令37号「保安林取扱心得」では「大体を示すに止まる」として、「保安林編入調書調製心得」を山梨県で作成し、他県でも使えるように大日本山林会報に載せた(齋藤、1903b)。また県下の群市役所・町村役場に備え付ける保安林台帳について県訓令「山梨県保安林台帳規程」を発し、「保安林台帳記載例」を作成して規格の全国統一を呼びかけるなど、施行直後の森林法を運用するために独自の工夫を加えていた(齋藤、1903a)。

2 『御勅使川入保安林編入調査書』

山梨県は、入会御料地を保安林に編入するため、御料局と相談の上で「保安林調査方針」を作成して実態調査を実施した。その結果、1903 (M36) 年から翌1904 (M37) 年にかけて県内で合計34,377町歩を編入し、御勅使川流域は一流域としては最大規模で5,390町歩であった(山梨県、1922)。この『調査書』(山梨県1903d)は、まず御勅使川流域について、1)洪水の防備や被害にかかる費用、2)水源地の地種区分面積、を示したうえで、水源地上にある二つの入会御料地「36ヶ村入会御料地」(以下、36ヶ村入会)と「芦倉単村入会御料地」(以下、芦倉単村入会)のそれぞれについて、3)林況(植生と荒廃度)、4)薪炭材や小柴下草の払い下げによる御料局の収入、5)保護取締規約、を地元住民や関係者から聞き取ってまとめている。さらに36ヶ村入会については、6)住民が実際に採取する薪炭材や小柴下草の量、7)住民が実際に利用する草山の面積、8)代替肥料の費用、を推計している。

御勅使川水源地は、現在の南アルプス市に位置し、旧芦安村、旧源村、旧榎村、旧旭村に跨るが、その主たる部分は旧芦安村および旧源村に含まれる。36ヶ村入会は、現在の南アルプス市および韮崎市に含まれる旧33村が広く利用していた入会御料地である⁽²⁰⁾。芦倉

単村入会は、旧芦安村を構成する芦倉と安通のうちの芦倉だけが利用していた入会御料地である。以下、とくに断りのない限り『調査書』からの情報を整理したものとなる。

1) について、度重なる水害に襲われていた御勅使川流域における堤防の費用は、国庫、県税、その他別の合計で算出され、10年間(1893-1902)平均で14,353円/年であった。同様にして水害(耕地被害など)による損失は、10年間(1892-1901)平均で26,221円/年となった。いずれも巨額で治水は喫緊の課題であった。次に2) 御勅使川水源地の地種区分別の面積は、台帳面積では実態がわからないため、参謀本部の20万分の1図、2万分の1図などを基に2万分の1概況図を作成し、境界や地形を実地調査で書き込み、プランメーター(面積計)で簡易的に割り出している。結果、台帳では水源地全体で2万町歩あるが、実際には7,000町歩ほどであり、台帳1万6,666町歩の36ヶ村入会は4,103町歩、台帳1,351町歩の芦倉単村入会は1,184町歩となった。この二つの入会御料地で水源地全体の7割5歩を占めることがわかる。残りは芦安村と源村の民有山林、田畑などである。

次に3) 林況(植生と荒廃度)をみている。36ヶ村入会について、表一に示した分類のうち「芝草生地」は、通いやすい場所にあり、専ら刈敷が採取される「純粋ノ荒蕪地」である。「闊葉樹林」は、芝草生地の奥に接していて大部分は「濫伐暴採セル荒蕪林」で、芝草生地に近接した場所で刈敷および小柴(俗称もや)が採取され、奥の不便な場所で薪炭材が伐採されている。「天然針葉樹林」は、山頂に近い部分に小さなシラベヤツガなどが不規則に林相を形成するもので、わずかであるが用材が伐採されている。「新植地」は、御勅使川の左岸にカラマツを新植したもので、まだ4、5年生である。全体として、荒廃もしくは半ば荒廃しているところが9割以上を占める。一方、芦倉単村入会の林況は、「芝草生地即チ荒蕪地」が1割、「荒蕪ニ類シタル疎林(闊葉樹・針葉樹)」が6割強で、天然針葉樹林、新植針葉樹林、刈立林が合わせて3割弱ある。村長の名取運一が考案したという「刈立林」は、従来、慣行利用していた草刈場の火入れを禁止して防火線を設け、1年目は、クリヤナラなど萌芽更新する闊葉樹が多い場所を選び、優等樹を坪1株くらいの割合で残して他は草とともに刈り払う。2年目は残した優等樹がクリならば2、3本、雑木ならば5、6本の萌芽を残して刈り払い、3年目も同様に、クリは1、2本、雑木は3、4本を残して刈り払い、4年目

以降は手入れが不要になる、というものである。「刈立林」にすると刈敷は著しく減少するが、小柴は増加するため、「村民モ漸次ニ此ノ法ヲ希望スルモノ増加シ次年ヨリハ愈々廣ク實行」され、1899(M32)年から4年間で74町5反歩になった「頗ル賞賛スヘキ良法」としている。新植は、2年間の合計で約25万本(約55町歩)のカラマツを植栽した。芦倉単村入会の林況は「36ヶ村入会林ニ比スレハ林相尚ホ大ニ優レル」としている。

次に4) 御料局の収入を明らかにしている。36ヶ村入会は、用材209尺メ、薪炭材66棚、合計605尺メ(100棚)で、払い下げ代価が59円10銭5厘/年になる(1895-1902の平均値。但し1898を除く)⁽²¹⁾。同じく小柴5,696束、芝草39,871束で、払い下げ代価が52円9銭/年になる(1895-1902の平均値)。払い下げ代価の合計は104円61銭7厘/年となり、1町歩あたり(4,103町)では2銭7厘3毛だった。芦倉単村入会は、用材405尺メ、薪炭材110棚、合計1,067尺メ(178棚)で、払い下げ代価は93円773銭2厘/年である(1895-1902の平均値。但し1898を除く)。同じく小柴3,015束、芝草3,015束で、払い下げ代価が8円10銭3厘/年である(1895-1902の平均値)。払い下げ代価の合計は101円83銭5厘/年となり、1町歩あたり(1,184町)では8銭6厘だった。当時の優良な林業地では1町歩あたり40~50円/年の純収入を得られると記載されていて、36ヶ村入会や芦倉単村入会が御料局に支払った1町歩あたりの額は極めて少額であることがわかる。

次に5) の保護取締規約⁽²²⁾について、36ヶ村入会では、1883(M16)年の「草木払下条規」を受けて1885(M18)年に「山林保護取締規約書(林木払下地ノ部)」および「保護取締規約(芝草払下地ノ部)」を県が「強

表一 入会御料地の林況

36ヶ村入会御料地		
林相	面積(町)	割合(%)
芝草生地	1,128.52	27.5
闊葉樹林	2,627.92	64.0
天然針葉樹林	263.01	6.4
新植地	84.00	2.1
計	4,103.45	100.0
芦倉単村入会御料地		
天然ノ形ヲ存スル針葉樹林	214.57	18.0
荒蕪ニ類シタル針葉樹林	155.69	13.0
新植セル針葉樹林	55.32	5.0
刈立林トセル闊葉樹林	74.50	6.0
荒蕪ニ類シタル闊葉樹林	566.28	48.0
芝草生地即チ荒蕪地	117.97	10.0
計	1,184.33	100.0

出典：山梨県(1903d)より作成。

制ニヨリテ」作らせたものの、臨検を全く行わず放任していたため、「此等ノ條項ハ多クハ空文ニ流シ」た。1889 (M22) 年に御料に編入され、1890 (M23) 年に「草木払下規則」が制定され、しばらく放置されていたが、1899 (M32) 年に「入会御料地保護規約 (36ヶ村入会御料林)」が「亦強制ノ結果」設置させられた。しかし、やはり臨検も取締もないため「多クハ空文ニ帰シ」た。芦倉単村入会においても、規約を強制的に作らせていたが、36ヶ村入会と同様に「空文」に帰していた。ただ、1899 (M32) 年以降は、芦倉内の5部落がそれぞれ責任を持って刈立林を作るなどの取り組みを開始していた。

6), 7) では、36ヶ村入会で住民が実際に利用している山林資源の量を調査している。まず木材(用材、薪炭材、粗朶類、小柴)について、村ごとに住民の利用頻度、採取量を調べた結果、小柴を除く木材採取量は2,445棚で、御料局に支払った100棚の約24倍になることが分かった。「小柴」は、通常3年以上経過した広葉樹の萌芽を薪として使ったもので森林ではなく芝草山で刈り取った。小柴も82,175束で御料局に支払った5,969束の13倍となった。続いて刈敷と草については、村ごとに田、畑、苗代の全面積を調べ、さらにそれぞれについて刈敷や草の利用率、入会御料地の利用率を調べ、入会御料地からの刈敷や草で作られる田、畑、苗代の実質面積を割り出している。加えて田、畑、苗代1反あたりに必要な刈敷や草の使用量、野山1反あたりの刈敷や草の採取量を調べ、これらを用いて表一2の通り、刈敷と草の採取量と採取面積が推計された。総採取量859,606貫(171,921束)は、御料局に支払った39,871束の4.3倍になった。この採取量に必要な野山面積は706町歩と推計され、林況で把握された芝草生地面積1,128町歩で充足できることがわかった。8) では、田、畑、苗代に刈敷および草以外の肥料(人糞尿、重過リン酸石灰など)を投入する場合に1反あたりでいくらの費用がかかるかを調べ、仮に刈敷や草の採取に労賃を支払うとして、その半額程度で購入できることを示している(表一3)。

これらの結果を踏まえて、『調査書』は、御料局、入会団体、国土保安の三者にとって、現状のままにするよりも保安林に編入し森林にする方が、利益が大きいと主張した。

3 小括

「山梨県治水意見」は、荒廃した山林であれば御料地でも保安林に編入することを積極的に推し進めるも

表一2 36ヶ村入会からの刈敷・草使用量から推計する採取面積

		使用面積 (町)	使用量/反 (貫)	総量 (貫)	採取量/反 (貫)	採取面積 (町)
刈敷	稲田	166.20	204.0	339,048	48.0	706.35
	苗代	9.93	50.0	4,966	1.0	496.60
	計	176.13		344,014		1202.95
草	田(麦)	166.20	198.0	329,076	61.2	537.70
	畑	94.20	198.0	186,516	61.2	304.70
	計	260.40		515,592		842.40

注：刈敷の合計採取面積は1,202町歩となるが、実際には、苗代用の苗間刈敷と稲田用の本刈敷は同じ場所で時期をずらして採取するので、706町歩が総面積である。また、夏に稲を作った同じ田で冬に麦を作る。出典：山梨県(1903d)より作成。

表一3 使用可能な肥料の種類と価格

使用先	種類	価格(円)	備考
苗代(1反)	刈敷	1.5 ~1.75	刈取労賃のみ
	人糞尿	0.275~1.375	6~30石
	豌豆緑肥	0.4 ~1	20~50貫目
	重過磷酸石灰	0.9 ~1.8	1~2貫目
	木炭	0.75 ~1.8	1.5~3.6貫目
稲田(1反)	刈敷	2.71 ~3.195	刈取労賃のみ
	大豆	1 ~2	1~2斗
	人糞尿	0.75 ~1.25	1.5石~2.5石
麦田(1反)	草	2.08 ~2.46	刈取労賃のみ
	人糞尿	1.6 ~2.5	100~160貫目
	大豆	2 ~3	2~3斗
	重過磷酸石灰	0.9 ~1.9	1~2貫目

注：刈敷や草の価格は、人の日当を30銭、人馬一組の日当を50銭として労賃を計算。出典：山梨県(1903d)より作成。

ので、同時に県議会が検討していた治水施策と共鳴した。県は第6課を創設し、初代課長に音作を据えて「森林整治」の方針を打ち出し、そのために法令を整えるとともに、一般への普及に努めた。『調査書』では、統計資料や測量技術が駆使され、地元住民や関係者の聞き取りから詳細な実態が把握され、必要な情報が数値でまとめられた。これらの結果は、入会御料地の管理が実質的に放置されていたことを御料局に説得的に突きつけたといえる。また地元住民に対しては、荒廃が進む36ヶ村入会と比較的良好な芦倉単村入会を対照的に位置づけ、「刈立林」などの地元住民による工夫で改善しうることを示した。1907 (M40) 年の大水害を経て、入会御料地は県に下賜されるが、それ以前より県や音作が保安林編入を積極的に進めたことや、地元住民に配慮しつつ山林資源利用を徐々に転換させていたことは、下賜やその後の施策にも少なからず影響しただろう。

最後に山梨時代の音作への評価に触れておく。山梨県七保村(現大月市)出身で帝国大学農科大学実科の

学生だった小泉昇平は、音作による林業の講習会で感銘を受けたことをきっかけに、卒業後すぐに山梨県で部下になった。後に小泉(1938)は、「齋藤先生は御料林に対してもどしどし之を保安林に編入の手続きをすると共に、県下に在る御料局出張所の当局者を呼んで造林の実行を慫慂すると言つた次第で、相当物議を起した事もあ」ったと奮闘の様子を述べている。小泉は、北海道庁技師となった音作に同行し、その後も朝鮮で最後までともに働いた。

IV 考察

1 ジェネラリスト森林官：台湾から山梨へ

本稿では、植民地と本国を渡り歩いた齋藤音作の前半期の足跡をみた。台湾では、日本帝国最高峰となる玉山に挑戦して探検家や統治者というべき顔を見せ、タイワンペニヒノキやタイワンヒノキといった有用樹種に遭遇すると林学者として高揚した。阿里山森林調査中の事件により台湾を去ることになったが、撫墾署長として原住民教育に成果を上げていた様子は人類学者のようでもあった。非常に危険な場所で、命がけて働いたといえるが、他の森林官も同じような状況下にあった。

山梨では、蟄居中にも拘らず新聞への寄稿や講習会の開催など、治水への情熱を隠さなかった。第6課の課長に就くと、県議会や御料局への対応、森林法運用のための法令整備、「森林整治」の普及など県の官僚として能力を発揮した。本稿の目的で述べた、近代と伝統の相剋が現れる5点(所有権に関する再定義、森林の区分、森林植生の構成の変化、慣習的利用への厳しい制限、火入れの制御)について検討するならば、入会御料地の実態はこのすべてに該当し、『調査書』は妥協点を模索するものでもあった。

植生も地元住民も行政機関もまったく異なる台湾と山梨で共通点を見出すのは難しいが、業務が広範に渡ることを指摘しうる。マリアアや原住民に対応した台湾はもちろんであるが、山梨においても、地図や肥料など森林管理以外の知識を求められている。音作は、森林管理に必要な学知を有することに加えて、現場の課題に対して柔軟に対応できる、いわば「ジェネラリスト森林官」であった。また、植民地であるから資源利用を、本国であるから環境保全を進めるという意図は感じられなかった。台湾で原住民教育に携わったことや、非職の理由となった事件を起こしたことは、山梨県における地元住民への配慮に繋がったように思えた。

2 狭い東大林学卒ネットワークと広がる帝国：学知と現場知

日清戦争に勝利した日本帝国にとって、台湾の資源を把握することは重要だった。それを予期していたかのように音作をはじめとする東大林学卒の森林官たちが派遣された。注14で言及したように同時期の林務係には6名の東大林学卒がおり、同じ民政局にあった撫墾署と情報を共有していただろう。実科卒の小池などを加えるとさらにスタッフの数は多く、ヒノキや阿里山が発見される前から優秀な人材を十分に投入したことが分かる。音作の着任直後に本多が探検に来たことも、後に河合が森林鉄道に関わったことも決して偶然ではなく、日本帝国初期の植民地における森林管理の職務を、狭い東大林学卒ネットワークのなかで回していたと言える。

山梨県においても音作は決して一人ではなかった。夭逝するが小池を台湾から呼び寄せ、やはり実科で卒業直後の小泉を部下にし、その後の赴任地にも連れて行った。後半期にみる北海道でも東北帝国大学農科大学卒の部下を増やすなど、朝鮮に赴任する頃までには「チーム音作」が形成された。日露戦争を経て樺太、朝鮮と日本帝国の版図が広がり、短い期間に各地に人材を供給する教育機関や研究機関も整備され、狭い東大林学卒ネットワークから、現場の「チーム」たちを結ぶ広い森林官ネットワークへと徐々に変化していったと思われる。その結果として、台湾や朝鮮といった植民地の森林は想像以上に身近な「職場」として森林官のなかで位置づけられたはずである。

台湾での事件は音作の経歴におそらく影響した。山林局に戻り国有林の大林区署に赴任するようなことはなかった。石川県、山梨県、北海道、朝鮮と移り、結果として音作は当時の地方における森林管理を現場から発信し続けた。台湾や山梨で実際に経験したことは、学知だけでは対応できない現場の課題を経て「現場知」といえるものになり、森林官ネットワークはもちろんであるが、雑誌や講習会などを通じて広く普及された。たとえば森林法の保安林制度を実際に運用した「現場知」が、1907(M40)年の改正に与えた影響は小さくないはずである。そして後半期の朝鮮における1911(M44)年森林令では、その改正森林法がまた生かされることになる。たしかに現場の森林官は、地元住民にとって近代化、合理化、緑化を急進的に導入する改革者として映ったはずで、植民地であれば尚更だが、既存の学知にとっては「現場知」をフィードバックしてくれる修正者であったといえる。

3 今後の課題

音作は日本帝国初期のジェネラリスト森林官であったが、教育・試験機関の発達に伴い人材が増え、分業が進めば、森林官の専門性は高くなる。そのような「スペシャリスト森林官」や生態学などの他分野から入ってくる専門家・科学者たちが、行政機関や教育・試験機関で新たなネットワークと学知を形成しつつ、森林管理に直接的、間接的に携わるようになってくる。現場の「チーム」や実際の森林管理は、新たな学知とそのときどのような協力や衝突を生み出すのだろうか。

資源利用と環境保全を兼ね備えたものとして森林管理を設定するならば、それを担う森林官の思想と行動には、必然的に環境保全主義が内包されるが、同時に資源利用主義も含まれる。しかし、台湾や山梨県の足跡を見る限りでは、音作の森林管理は、森林よりも先に住民の生活を重視していたように思えた。後半期の北海道と朝鮮における足跡を追うことで、環境保全主義、たとえば記念植樹に代表される緑化がどこでも起こり得た森林管理の側面に過ぎないということを示すとともに、たとえば「刈立林」のように住民の工夫を引き出す森林管理には資源利用でも環境保全でもない側面があることを示したい。日本帝国の森林管理とは、そのような「現場知」をフィードバックする森林官たちのプライドで辛うじて成立するものだったはずである。

謝辞

音作のご子孫である田中暁美さまや関川村の皆さまには資料提供のほか、下関の齋藤家(旧齋藤医院)にお招きいただくなど大変お世話になりました。誌上を借りてお礼申し上げます。また本稿は科研費(若手研究(B)22700839, 挑戦的萌芽研究15K12950, 基盤研究(B)18H00642)による成果である。

注

(1) 本多(1938)は、「齋藤くんと自分は、東京山林学校から駒場農林学校、農大〔帝国大学農科大学のこと〕に変わるまで5年以上も同窓生活をしてきた」と思い出を書き残している。当時の音作は、牛込赤城元町の下宿先(牛込区長小島官吾宅)の夫人、清子の影響で学生時代より矯風会活動をし、東京明治女学校で数学などの講師もしていた(近藤, 1992)。音作は、同期の齋藤宇一郎(1866-1926)とともに深酒で怪我したことをきっかけに、1891(M24)年4月に東京牛込坂方町日本基督教教会(長老派)で受洗し、赴任した各地で教会活動

をし、死ぬまで酒を断った。同じく受洗し、生涯信徒であった宇一郎は、秋田県平澤町の出身で、37歳から23年間にわたり衆議院議員を務めた。日清戦争に出征したことも音作と共通していて、二人は生涯を通じて親友だった(鷲尾編, 1929)。

- (2) 台湾に自生するヒノキ科ヒノキ属には、日本のヒノキの変種であるタイワンヒノキ(*Chamaecyparis obtusa* var. *formosana*)と、台湾だけに自生するタイワンベニヒノキ(*Chamaecyparis formosensis*)の2種がある。一方、タイワンベニヒノキに良く似るサワラ(*Chamaecyparis pisifera*)は日本だけに自生するヒノキ属の種である。なお、資料文中に「サワラ属」とあるが現在は用いられていない分類である。
- (3) 撫墾署は、原住民に生活や農林業の教育をするため総督府民政局に設置されたもので、中村(2003)、北村(2008)が詳しい。林圯埔撫墾署は1896(M29)年5月23日交付の「撫墾署名称位置」により定められた11ヶ所の撫墾署の1つで、同年7月28日に開設され、台中県雲林支庁と台南県嘉義支庁管内を管轄した(北村, 2008)。
- (4) 台湾では一般的に「原住民」が用いられていることに鑑み、本稿では「先住民」ではなく「原住民」を用いた。また「蕃社」「蕃人」「理蕃」「生蕃」「土人」といった用語は、本稿では資料からはそのまま引用し、文脈上必要な場合はカギ括弧にいれて用いた。原住民や漢人に対する蔑視を意図するものではなく、歴史的な用語として用いている。
- (5) この地域(のちの新高郡)の原住民の主な種族はブスン(布農)で、東埔社がこれに含まれ(陳ら, 1995)、郡蕃に属する(齋藤, 1897c)。しかし、南仔脚社は、東埔社と親交があるものの、阿里山方面の蕃社と血縁があるツォウ(鄒)で、ルフト蕃に属する(台湾総督府警務局理蕃課, 1939; 台北帝国大学言語学研究室, 1935)。和社は、「阿里山四大社の一」つで「社内の状況南仔脚社に異ならず」、また言語が南仔脚社と同じで東埔社と異なる(齋藤, 1897c)ことからツォウ族であろう。これら「蕃社」では同行した市川澁医師が簡易診療所を設けて、マラリアなどに罹っている原住民を治療し、疾病の状況を記録した。その一部を示せば(齋藤, 1897a-d)、和社(14戸, 160名)では53名が一日で診察を受け、マラリア患者は23名だった。東埔社(35戸, 350名)では74名が診察を受け、マラリア患者は18名だった。南仔脚社(25戸, 218名)は記録が残っていない。一行のうち彭城邦貞と矢野は途中でマラリアに罹り、東埔社に残った(齋藤, 1897d)。
- (6) 本多(1899)は『植物学雑誌』にサワラとして報告したが、本多が採集した標本は帝国大学理科大学教授の松村任三(1856-1928)の手に渡り、1901年に同誌に新種*Chamaecyparis formosensis*(タイワンベニヒノキ)として発表された(Matsumura, 1901)。
- (7) 東峰は主峰との高低差が83mしかなく、距離はわずか800mほどである。結果的に主峰に初登頂したのは1900(M33)年の鳥居龍藏と森丑之助になるが、その時点においてもそれが「主峰」であるとの確証はなかったは

ずである。

- (8) 北は濁水溪、南は玉山連峰、東は陳有蘭溪、西は阿里山西面から清水溪を境界とする57,620町歩（のちに39,697haに修正）であった（東京帝国大学農学部附属演習林例規, 1931）。東京大学文書館「台湾島中ニ農科大学演習林ヲ設置ノ件ニ付稟請」「農科大学演習林ヲ台湾島ヘ設置ニ付地所本学ヘ交付方上申」によれば、1900（M33）年に「農科大学所属台湾演習林設置理由」が出され、翌年に右田半四郎助教授による実査復命書が川瀬善太郎演習林長から総長に提出された。これを受けて、内務大臣から文部大臣への回答「台湾演習林設置及継継ノ件」（文甲43第8号ノ内）により1902（M35）年に台湾演習林が設置されたが土地の譲与は後日とされた。地元住民への配慮など条件を加えた上で総督府から大学総長へ授受されるのは1904（M37）年の通牒（殖民1793号ノ1）を待つことになる。
- (9) 石田常平（1868-没年不詳）は仙台出身で、宮城師範学校を卒業した。1897（M30）年1月22日に林圀埔撫墾署書記となり、1898（M31）年7月31日に嘉義弁務署第3課主記、後に警部として達邦に駐在した（長友, 1936；陳, 2005）。なお、石田常平の息子、石田常英（1890-没年不詳）は朝鮮総督府技師となり、親子で音作と接点を持った。常英は、阿里山森林鉄道を敷設した河合鋪太郎の事績について寄稿した中で、旌功碑には小池が1899（M32）年に発見したと刻まれているが、『阿里山年表』では父の常平が阿里山を発見したになっていると指摘している（石田, 1962；李, 2009）。
- (10) 小池三九郎（1872-1902）は岐阜県恵那郡苗木町生まれで、1893（M26）年に帝国大学農科大学乙科（実科。現在の東京農工大学農学部）に入学、1896（M29）年に卒業した。その後、熊本大林区署に勤めるも、1897（M30）年に職を辞して台湾入りし、総督府技手となり、同年5月に林圀埔撫墾署に転勤し、音作の下で働いた。撫墾署廃止後、台南県技手に転じ、引き続き森林と原住民に関する業務に従事し、1900（M33）年からは台湾鉄道局技手を兼任した。山梨県の課長になった音作は、1902年（M35）年6月に山梨県の林業技手として小池を呼びよせ、さらに林業巡回教師に昇任させたが、同年中に病で亡くした（齋藤, 1902）。
- (11) 伊能嘉矩（1867-1925）は、台湾原住民研究の先駆者で『台湾蕃政志』、『理蕃誌稿 第一編』などを編纂した。台湾大学図書館では「伊能嘉矩手稿」を電子化しているほか、陳（2014）、Barclay（2001）など研究も進んでいる。『殺人事件』の表紙には、「本篇ハ理蕃志稿ノ附録トシテ掲載スベキ目的ニテ立稿シタルモノナルモ其印刷ニ附スルニ際シ此秘密ヲ世上ニ暴露スルハ得策ニ非ズトノ理由ニ因リ抹殺セラレタルモノナリ（伊能生）」とある。手書きのままの原稿で、1頁あたりの字数は少ないが、全部で198頁にわたる。
- (12) 西ルートに挑むために、玉山東峰登頂後の1897（M30）年3月、音作は嘉義と台南に出張して「新高山西方大森林開発利用」について知事らと打ち合わせている。試験的に原住民に伐出をさせる方針を立て、実際に知母勝社から29名、達邦社から10名の原住民に「蕃情及大樹林の状況等を聴き、鋤布其他の日用品を与へ、5日間滞在せしめて懇親しつつ教化を試み」た（台湾総督府営林署嘉義出張所1935）。さらにその夏に音作は、ヒノキの伐採と運搬を学ぶために木曾に出張している（大蔵省印刷局, 1897；小泉, 1938）。
- (13) この論考は苧麻（カラムシ）生産の普及について田代が述べたもので、原住民への教育は主題でない。音作や石田によほど感心したらしく、特筆したといえる。台湾で数多くの調査を行った田代については、伊能嘉矩と同様に、手稿が「田代文庫」として台湾大学図書館によって電子化されている。
- (14) 同時期に台湾総督府民政局林務掛には、1892（M25）年帝国大学農科大学林学科卒の八戸道雄、原音吉、西田又二の3名、1889（M22）年卒の志和地榮介、小西成章、1886（M16）年卒の有田正盛がいた。このうち原は1897（M30）年1月に埔里撫墾署管内で調査中に死亡し、同年夏に西田は大湖撫墾署管内で調査中に原住民に攻撃されるも九死に一生を得たが、同行した撫墾署主事補は死亡するなど、まさに命がけであった（八戸, 1931）。ただし、「当時蕃人は土人〔漢人のこと〕に対してよりも、日本人に対しては比較的好感を有し」ていたと八戸は指摘している。音作の「刀羅煙事件」も、原住民による蜂起を鎮圧した1930（S5）年の霧社事件などとは時期や性格が異なることに注意したい。なお、霧社事件については春山（2008）を参照。
- (15) 「第6課」は山梨県に限らず山林課や林業課であることが多かったようで、台湾総督も務めた伊澤多喜男（1869-1949）が山梨県と同時期に福井県をはじめとする「到る処の県に山林課（又は第6課とも云つた）を創設した」ことを述べている（伊澤, 1940）。
- (16) 音作の夫人ムラは山梨県市川大門の素封家渡邊青洲の四女で、ムラの兄の澤次郎と音作は牛込赤城元町で一緒に下宿していた（近藤, 1992）。撫墾署主事に就任する音作から提出された結婚願いを、乃木が身元証明とともに1896（M29）年9月29日付けで陸軍に提出している（陸軍省, 1896）。
- (17) 「山梨県治水意見」より前、1893（M26）年に岐阜県郡上郡で発生した水害を、山林局に勤務していた音作は調査している。その調査報告である『岐阜県治水意見』の第5章に「美濃の洪水氾濫は全く人為即ち山林の濫伐荒敗に基因する」（齋藤, 1894）と記しており、このときすでに山林の濫伐が洪水を引き起こすと考えていた。この調査は命じられたものではなく、自ら休暇を取って行ったもので、治水への強い意志が感じられる。
- (18) 第6課の設置は、当時の県議会議長であった野口英夫から加藤平四郎知事に宛てた「意見書」で要望された。野口は「山梨県治水意見」が掲載された山梨日日新聞の社長（初代）でもあった。野口は音作の寄稿を読んでいた可能性が高いが、両者の関係については不明である。
- (19) 後に『日本山林史 保護林篇』の著者となる遠藤安太郎は、音作が山梨で課長を勤めているときに自ら希望して徳島県から異動し、1905（M38）年2月に山梨県の巡回教師兼技手、その後には次長になっている。音作

- が北海道に異動した後も山梨に残り、その後、かつて音作がいた石川県に異動した。朝鮮半島に異動した音作が推薦したことにより、遠藤は官職を辞めて朝鮮の「普植園」に1913 (T2) 年から勤めた (遠藤, 1938)。
- (20) 「36ヶ村入会」という名称だが、実際には33村 (旧村) による入会で、町村制後の新村数では13になる。1883 (M16) 年の草木払下条規の際に、4旧村が利用を放棄し、1旧村が新たに加わったため、33になった。現在、「36ヶ村入会」は「御勅使川入旧36ヶ村入会山恩賜県有財産保護組合」が、「芦倉単村入会」は「芦安恩賜県有財産保護財産区管理会」が管理している。
- (21) 薪炭材の単位は棚 (6尺×6尺×3尺)、用材の単位は尺メ (尺×尺×12尺)、小柴・芝草の単位は束 (重さに換算すると18.75kg (5貫)) である。1棚×2/3 = 6尺メとして層積を体積に換算している。
- (22) 北條 (1979) は県内各地の保護取締規約について詳細に調べ、多くの規約が形式的なものだったとしている。
- ### 引用文献
- Barton, G. (2002) *Empire Forestry and the Origins of Environmentalism*. Cambridge University Press, 210pp
- Barton, G., Bennett, B. (2011) Edward Harold Fulcher Swain's Vision of Forest Modernity. *Intellectual History Review* 21 (2), 135-150
- Barclay P. (2001) An Historian among the Anthropologists. *Japanese Studies* 21 (2), 117-136
- Bae, J.S., Joo, R.W., Kim, Y.S. (2012) Forest transition in South Korea. *Land Use Policy* 29 (1), 198-207
- 陳元陽, 薛孝夫, 汰木達郎「玉山国家公園内のブヌン族の生活と国家公園に対する意識」『九州大学農学部演習林報告』Vol. 73, 1995年, 1-20頁
- 陳玉峯「誰人「発見」阿里山大檜林」陳玉峯, 陳月霞『阿里山』前衛出版社, 2005年, 771-772頁
- Dargavel, J. (2008) *The Zealous Conservator*. Univ of Western Australia Press, 252pp
- 土井林学振興会編『朝鮮半島の山林』友邦協会, 1974年, 305頁
- 遠藤安太郎「齋藤音作先生を偲ぶ」齋藤林業事務所編『齋藤音作先生の追憶』齋藤林業事務所, 1938年, 193-198頁
- Fedman, D. (2020) *Seeds of Control*. University of Washington Press, 292pp
- Guha, R., Gadgil, M. (1989) State Forestry and Social Conflict in British India. *Past & Present* 123 (1), 141-177
- 藤野陽平「ユネスコ非加盟の台湾からの世界遺産登録に向けた動き」『国立民族学博物館調査報告』Vol. 136, 2016年, 163-178頁
- 千葉徳爾『はげ山の研究 増補改訂』そしえて, 1991年, 349頁
- 陳偉智『台湾研究先行者01 伊能嘉矩』国立台湾大学出版中心, 2014年, 312頁
- Honda, S. (1897) Eine Besteigung des Mount Morrison auf der Insel Formosa. *OAG Mitteilungen* 6 (60), 469-473
- 本多静六「モリソン探検談」『同方会報告』Vol. 5, 1897a年, 16-26頁; Vol. 6, 1897b年, 1-9頁
- 本多静六「臺灣ノ森林帯ニ就テ (承前)」『植物學雜誌』Vol. 13 (151), 1899年, 281-290頁
- Hung, K.C., (2015) When the Green Archipelago encountered Formosa. In: Batten, B. and Brown, P. (Eds.), *Environment and Society in the Japanese Island*. Oregon State University Press, 174-193
- 八戸道雄「台湾の林業」大日本山林会編『明治林業逸史』大日本山林会, 1931年, 443-458頁
- 萩野敏雄『朝鮮・満州・台湾林業発達史論』林野弘済会, 1965年, 567頁
- 春山明哲『近代日本と台湾』藤原書店, 2008年, 412頁
- 北條 浩「明治中期における林野入会の存在形態」『林野法制の展開と村落共同体』御茶の水書房, 1979年, 152-278頁
- 伊能嘉矩『林圯埔撫墾署管内蕃地殺人事件』, 年不詳 (国立台湾大学図書館「伊能嘉矩手稿」)
- 伊藤 潔『台湾』中央公論社, 1993年, 252頁
- 伊澤多喜男「愛林思想普及と学校林の造成」『山林』Vol. 686, 1940年, 62-67頁
- 石田常英「琴山先生の旌功碑を読んで」日本林業技術協会編『林業先人伝』日本林業技術協会, 1962年, 394-406頁
- 洪廣冀「林學, 資本主義與邊區統制」『臺灣史研究』Vol. 11, 2004年, 77-144頁
- 洪廣冀, 羅文君, Aliman Istanda (胡忠正)「從「本島森林的主人翁」到「在自己的土地上流浪」」『臺灣史研究』Vol. 26 (2), 2019年, 43-111頁
- 北村嘉恵『日本植民地下の台湾先住民教育史』北海道大学出版会, 2008年, 353頁
- 小泉昇平「齋藤先生の閩歴の全貌」齋藤林業事務所編『齋藤音作先生の追憶』齋藤林業事務所, 1938年, 16-40頁
- 米家泰作「森と火の環境史」思文閣出版, 2019年, 372頁
- 米家泰作, 竹本太郎「帝国日本の近代林学と森林植物帯」『Arena』Vol. 21, 2018年, 138-152頁
- 近藤悦子『ふたつの祖国』1992年, 307頁
- 権寧旭「朝鮮における日本帝国主義の植民地的山林政策」『歴史学研究』Vol. 297, 1965年, 1-17頁
- 李宇衍「朝鮮総督府の林野所有権整理と林政」『東洋文化研究』Vol. 11, 2009年, 237-294頁
- 李宇衍「韓国における山林所有権の発展と林相の変化 (1392-1987)」『韓国研究センター年報』Vol. 18, 2018, 62-86頁
- Liu, T., Liu, S. (1999) A Preliminary Study on Taiwan's Forest Reserves in the Japanese Colonial Period. *Taiwan Historical Research* 6 (1), 1-34
- Matsumura, J. (1901) On Coniferæ of Loochoo and Formosa. *植物學雜誌* 15 (177), 137-141
- 松山次郎「齋藤音作さんを語る」齋藤林業事務所編『齋藤音作先生の追憶』齋藤林業事務所, 1938年, 163-174頁
- 三宅正久『朝鮮半島の林野荒廢の原因』農林出版, 1976年, 159頁
- 水野祥子『イギリス帝国からみる環境史』岩波書店, 2006年, 250頁
- 水野祥子『イギリス帝国における林学の展開とインドの経験』『林業経済研究』Vol. 58 (1), 2012年, 27-36頁
- 水野祥子『エコロジーの世紀と植民地科学者』名古屋大学出版会, 2020年, 195頁

- Morris-Suzuki, T. (2013) The Nature of Empire. *Japanese Studies* 33(3), 225-242
- 中島弘二「十五年戦争期の緑化運動」『北陸史学』Vol. 48, 2000年, 1~22頁
- 中島弘二「日本植民地主義と自然」『生物学史研究』Vol. 84, 2010年, 51~71頁
- 中村 勝「『恩撫』政策・思想と先住民「生活」同化策」中村 勝編『台湾高地先住民の歴史人類学』緑蔭書房, 2003年, 175~426頁
- 長友 緑「阿里山森林発見事情」『臺灣の山林』Vol. 117, 1936年, 123~132頁
- 日本林業技術協会編『林業先人伝』日本林業技術協会, 1962年, 605頁
- 西尾 隆『日本森林行政史の研究』東京大学出版会, 1988年, 361頁
- 根岸賢一郎, 丹下 健, 鈴木 誠, 山本博一「千葉演習林沿革資料(6)」『演習林』Vol. 46, 2007年, 57~121頁
- 太田勇治郎「佐藤鑑五郎」日本林業技術協会編『林業先人伝』日本林業技術協会, 1962年, 465~500頁
- 大橋邦夫「公有林における利用問題と経営展開に関する研究(I)」『東京大学農学部演習林報告』85, 1991年, 85~165頁
- 大蔵省印刷局『官報』4006, 1896年
- 大蔵省印刷局『官報』4239, 1897年
- 陸軍省「後備齋藤歩兵中尉結婚願の件」『肆大日記10月』, 1896年 (JACAR Ref.C07071083700)
- Roche, M. (2010) Colonial Forestry at Its Limits. *Environment and History* 16(4), 431-154
- 齋藤音作「岐阜県治水意見」仁科衛, 1894年, 76頁
- 齋藤音作(講述), 青嶋管太郎(筆記)『林学講義録: 全』内藤温故堂, 1899年, 401頁
- 齋藤音作「故小池三九郎君略歴」『大日本山林会報』Vol. 241, 1902年, 78~80頁
- 齋藤音作「保安林台帳の整頓に就て」『大日本山林会報』Vol. 249, 1903a年, 41~46頁
- 齋藤音作「保安林編入調査の調製に就て」『大日本山林会報』Vol. 251, 1903b年, 1~13頁
- 齋藤音作「モリソン紀行(附生蕃事情)」『太陽』Vol. 3(9), 1897a年, 145~154頁; Vol. 3(11), 1897b年, 180~184頁; Vol. 3(14), 1897c年, 177~182頁; Vol. 3(16), 1897d年, 188~196頁
- 齋藤音作「新高山紀行(附生蕃事情)」『太陽』Vol. 3(18), 1897c年, 185~191頁; Vol. 3(19), 1897f年, 183~192頁
- 齋藤音作「阿里山森林の発見」大日本山林会編著『明治林業逸史』, 1931年, 458-477頁
- 志賀和人, 御田成顕, 志賀 薫, 岩本 幸「林野利用権の再編過程と山梨県恩賜県有財産保護団体」『林業経済』Vol. 61(8), 2008年, 1~16頁
- Sivaramakrishnan, K. (1996) The Politics of Fire and Forest Regeneration in Colonial Bengal. *Environment and History* 2, 145-194
- Sivaramakrishnan, K. (2008) Science, Environment and Empire History. *Environment and History* 14(1), 41-65
- Stöpel, K.T. (1905) Eine Reise in das Innere der Insel Formosa und die erste Besteigung des Niitakayama (Mount Morrison), Weihnachten 1898. *Compañia sud-americana de billetes de banco*, 104 pp
- 莊世滋編『楡意山林』行政院農業委員会林務局嘉義林区管理處, 2011年, 207頁
- 台北帝国大学言語学研究室『原語による台湾高砂族伝説集』台北帝国大学言語学研究室, 1935年, 783頁
- 台湾総督府民政部通信局『新高山ニ関スル研究報告』, 1910年, 89頁
- 台湾総督府警務局理蕃課『高砂族調査書 第5編』, 1939年, 597頁
- 台湾総督府営林所嘉義出張所『阿里山年表』, 1935年, 62頁
- 東京帝国大学農学部附属演習林『東京帝国大学農学部附属演習林例規』, 1931年, 149頁
- 竹本太郎『学校林の研究』農山漁村文化協会, 2009年, 448頁
- 竹本太郎「近代林学」の概念拡張と世界拡張『林業経済研究』Vol. 58(2), 60~63頁
- 田代安定「苧麻奨励卑見(1~84)」『台湾日日新報』, 1916年(神戸大学附属図書館「新聞記事文庫」)
- 鄭安晴「日治時期台湾の山地探検と測量」郭俊麟編『台湾原住民族歴史地図集』, 2016年, 79~109頁
- ドヴェーズ・ミシェル=猪俣禮二『森林の歴史』白水社, 1973年, 157頁
- 東京大学農学部関係者名簿作成ワーキンググループ『創立百二十五周年東京大学農学部関係者名簿』東京大学農学部創立百二十五周年事業企画委員会, 2000年, 283頁
- 鷲尾義直編『齋藤宇一郎君傳』齋藤宇一郎君記念会, 1929年, 714頁
- 山岸健一, 竹本太郎, 永田 信, 古井戸宏通「入会御料地における山梨県の治水・造林施策」『関東森林研究』Vol. 65(1), 2014年, 25~28頁
- 山本伸幸「テクノクラートとその時代(5)」『山林』Vol. 1590, 2016b年, 44~45頁
- 山本伸幸「テクノクラートと森林管理」『林業経済研究』Vol. 62(1), 2016a年, 17~27頁
- 山本伸幸「森林技術者の引揚・復員と戦後林業・林政」『林業経済研究』Vol. 64(3), 2018年, 8~15頁
- 山梨県『山梨県山林救済意見』山梨県, 1903a年, 87頁
- 山梨県『山梨県ノ森林整治』山梨県, 1903b年, 54頁
- 山梨県『山梨県会ト森林問題』山梨県, 1903c年, 35頁
- 山梨県『御勅使川入保安林編入調査書』山梨県, 1903d年, 126頁
- 山梨県『山梨県林政誌』山梨県, 1922年, 330頁
- 山梨県『山梨県政百年史 上巻』山梨県, 1978年, 1316頁
- 山梨県『山梨県議会史 第二巻』山梨県, 1973年, 1439頁
- 山梨県『山梨県史 資料編14 近現代 I』山梨県, 1996年, 974頁
- 矢野龍谷「モリソン山探検」『東京朝日新聞』3596, 1896a年; 3611, 1896b年; 3625, 1896c年; 3627, 1896d年; 3629, 1896e年; 3632, 1896f年; 3634, 1897a年; 3638, 1897b年; 3640, 1897c年; 3642, 1897d年; 3658, 1897e年; 3678, 1897f年
- 矢野俊彦「モリソン山探検」『東京朝日新聞』3616, 1896年

(2020年11月18日受付, 2021年1月8日受理)